

平成 29 年 4 月 6 日

各 位

株 式 会 社 ア ク ロ デ ィ ア  
代 表 取 締 役 社 長 堤 純 也  
(コード番号：3823 東証マザーズ)  
問 合 せ 先： 取 締 役 副 社 長 國 吉 芳 夫  
電 話 番 号： ( 0 3 ) 5 7 9 3 - 1 3 0 0

### 当社に対する反訴の提起に関するお知らせ

平成 29 年 1 月 13 日付「株式会社エミシアの株式取得（子会社化）の契約解除に関するお知らせ（開示事項の経過）」にて公表したとおり、当社は、株式会社エミシア（以下、「エミシア」という。）の株式譲渡契約を解除した上で譲渡元である株式会社 E. MIRAI 及び門倉恵美子氏に対して平成 29 年 1 月 6 日付で株式譲渡契約の解除に伴う損害賠償を請求する訴訟を提起いたしました。これに対し平成 29 年 4 月 4 日付で当社が反訴を提起されましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 訴訟の提起に至った経緯

当社は、平成 28 年 5 月 13 日に公表しました「株式会社エミシアの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」のとおり、エミシア社の株式を平成 28 年 6 月 1 日付で取得し、当社グループにおいて事業を進めておりましたが、譲渡元である株式会社 E. MIRAI 及び門倉恵美子氏から、当該事業承継に必要な義務の不履行があったことから、当該譲渡元に対して平成 29 年 1 月 6 日付で株式譲渡契約の解除に伴う損害賠償を請求する訴訟を提起いたしました。

これに対し、平成 29 年 4 月 4 日付で、以下のとおり株式会社 E. MIRAI 及び門倉恵美子氏より反訴を受けたものです。

##### 2. 反訴を提起した相手の概要

- (1) 名称 株式会社 E. MIRAI  
代表者 代表取締役 門倉 直行  
所在地 神奈川県横浜市中区羽衣町 3-55-1
- (2) 名称 門倉恵美子  
所在地 神奈川県横浜市西区

##### 3. 本件の内容及び損害賠償金額

当社が平成 29 年 1 月 6 日付で提起した訴訟の内容は、株式取得対価 130 百万円のうち当社が既に支払った金額 90 百万円の支払いを求めるものであり、これに対し、平成 29 年 4 月 4 日付の反訴の内容は、株式取得対価の未払い額 40 百万円の支払いを求めるものであります。

##### 4. 今後の見通し

当社としては、引き続き、当社の正当性を明らかにする所存です。

なお、本件が当社の業績に及ぼす影響は、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上